

設 計		精 算	
--------	--	--------	--

# 工 事 設 計 書

行橋市西泉六丁目、七丁目

工 事 名    西泉調整池築造工事（2工区）

---

（設 計 額）

（消 費 税 額）

（合 計）

工 事 費

---

+

=

---

第 号	工 事 の 大 要	工事延長：L=73.00m コンクリート矢板：L=10.50m N=73枚
	起 工 理 由	



## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
下水道工事（3）01	1	式				
施工費（ミニウォール施工機運転費）	1	式			明 1 号	
固化液材料費	1	式			明 2 号	
掘削液材料費	1	式			明 3 号	
コンクリート矢板材料費	1	式			明 4 号	
がけ溝掘削費	1	式			明 5 号	
がけ溝残土運搬処分費	1	式			明 6 号	
発生泥土運搬処分費	1	式			明 7 号	
仮設費	1	式			明 8 号	
安全費	1	式			明 9 号	
特許使用料	1	式			明 10 号	
直接工事費計						

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				
運搬費	1	式				
ミウォール施工機分解組立運搬費	1	式			明 11 号	
プラント設置撤去費	1	式			明 12 号	
準備費	1	式				
平坦地足場 50m以下	1	箇所			委 1 号	
技術管理費	1	式				
調査工費	1	式			明 13 号	
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
現場管理費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						







西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 4 号 明細書 】

コンクリート矢板材料費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
SW450A L=10.5m が け 金 具 付	63	枚				
SW450A L=10.5m が け 金 具 付	4	枚				
SW450A L=10.5m が け 金 具 付	4	枚				
SW450A L=10.5m が け 金 具 無	2	枚				
計						















西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 12 号 明細書 】

プラント設置撤去費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土木一般世話役		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ラフテレンクレーン賃料 25t吊		日				
計						



西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 1 号 単価表 】						
L=10.5m SW450A						3.5 m 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土木一般世話役		人				
とび工		人				
特殊作業員		人				
普通作業員		人				
ミニウォール施工機運転	1	運転日			単 2 号	
カッターポスト損料	1	運転日			単 3 号	
ラフテレーンクレーン運転	1	運転日			単 4 号	
スラリープラント運転	1	運転日			単 5 号	
バックホリ運転	1	運転日			単 6 号	
諸雑費		%				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 2 号 単価表 】						
ミニウォール施工機運転						1 運転日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
軽油 (ハ° トロール給油) 1.2号		1				
運転手 (特殊)		人				
機械損料	1.63	供用日				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 3 号 単価表 】

カッターポスト損料

1 運転日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
アトラポスト損料 250～550 4.0m β1200	1	個				
中間カッターポスト①損料 250～550 3.1m β1200	1	個				
中間カッターポスト②損料 250～550 1.8m β1200	1	個				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 4 号 単価表 】

ラフクレーン運転

1 運転日 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
ラフクレーン作業料金 50t吊		日				
計						
単位当たり						



西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 6 号 単価表 】						
バックホウ運転						1 運転日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
運転手(特殊)		人				
軽油(ハートル給油) 1.2号		l				
機械損料 0.28m <sup>3</sup> (0.2m <sup>3</sup> )	1.64	供用日				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 7 号 単価表 】

事前調査工

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
試料採取工	1	式			単 9 号	
土質試験費	1	式			単 10 号	
室内配合試験費	1	式			単 11 号	
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 8 号 単価表 】						
事後調査工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
一軸圧縮試験 2供試体/試料	2	試料				
土の透水試験 1個/試料 変水位法	2	試料				
六価クロム溶出試験	2	検体				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 9 号 単価表 】						
試料採取工						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土質ボーリング(オールコア) φ86mm 鉛直下方	0.5	m			委 2 号	
土質ボーリング(オールコア) φ86mm 鉛直下方	4.2	m			委 3 号	
土質ボーリング(オールコア) φ86mm 鉛直下方	1.6	m			委 4 号	
岩盤ボーリング(オールコア) φ86mm 鉛直下方	1	m			委 5 号	
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 10 号 単価表 】

土質試験費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土の湿潤密度試験 3個/試料	1	試料				
土粒子の密度試験 3個/試料	1	試料				
土の粒度試験 沈降分析	1	試料				
土の含水比試験 3個/試料	1	試料				
計						
単位当たり						

西泉調整池築造工事（2工区）

【 第 11 号 単価表 】						
室内配合試験費						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
地質調査技師		人				
主任地質調査員		人				
地質調査員		人				
粘土こし器		日				
ソイルミキサー		日				
モールド	18	個				
計量器		日				
恒温恒湿槽		日				
六価クロム溶出試験	2	検体				
計						
単位当たり						







【 第 3 号 委託単価表 】

土質ボーリング(オールコア) φ86mm 鉛直下方

4.2 m 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
土質ボーリング(オールコアボーリング) φ86mm 砂・砂質土	4.2	m				
計						
単位当たり						





# 特記仕様書

## 工事に伴う補償について

工事の施工に伴って、第三者に及ぼした被害（以下「被害」という。）については、工事請負契約約款 28 条及び共通仕様書等によるところであるが、補償業務の公正かつ適正な処理のため、特に下記事項に留意されたい。

上記被害とは、工事施工中はもちろんのこと、工事完了後においても発生したものをいう。

### 1 被害の防止

請負者は、工事を施工するにあたり、第三者に及ぼす被害を可能な限り防止、軽減、回避するため最善の努力を払い、適切な処理を講じなければならない。

### 2 補償責任

第三者に及ぼした被害のうち、次の場合は、請負者が補償しなければならない。

- (1) 請負者が契約約款、設計図書、または市の指示事項に従わなかったことが原因となった場合。
- (2) 工事の施工につき、請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことが原因となった場合。
- (3) 請負者自らの責任で採用した工法が原因となった場合。
- (4) 不可避的に発生した被害の場合で軽微（請負金額の 100 分の 1 以内）なもの。
- (5) 不可避的に発生した被害の場合で現場管理費の中の補償費相当額（請負金額の 100 分の 1）に当るもの。

請負者は上記の補償を行った場合、補償の内容等を確認できる資料（写真、図面、領収書等）を作成し、監督員より指示があった場合はすみやかに提出しなければならない。

### 3 被害の申出、確認

- (1) 請負者は、第三者から被害の申出を受けた場合、申出者を確認するとともに直ちに監督員に報告しなければならない。
- (2) 請負者は、監督員の指示に従い、申出者立会のもと、被害状況の確認を行わなければならない。

### 4 応急処置

- (1) 請負者は、被害状況の確認の結果、被害の程度が日常生活に著しく支障をきたすと判断されるときは、すみやかに日常生活を継続しうるに足りる応急措置を講じなければならない。
- (2) 応急措置を行うか否かの判断、及び応急措置の内容については、監督員と協議しなければならない。
- (3) 応急措置に必要な費用は、原則として請負者の負担とする。

## 5 補償交渉等

請負者は補償交渉等に当っては、補償完了まで誠意をもって被害者に接し、その処理、解決に当らなければならない。

### 近接工事について

この工事が他に発生する同一工事区域内の工事、又は工事区域が近接する工事と工期が重複する場合で、同一業者が落札したときは契約締結後設計変更により共通仮設費、現場管理費、一般管理費を調整する。

### 埋設物の確認について

請負者は着手前に管網図を入手するなど、埋設物の確認を行い、損傷の無いように努めること。また、本市所有の上水道管については下水道工事に先立って切り廻し等を実施する必要があるため、常に最新の管網図であるかを監督員に確認すること。

上水道管の損傷については現地立会のうえ、負担割合について発注者、請負者双方で協議するものとする。

### 設計図書に指定された工事について

設計図書に基づき施工するものとするが、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については、請負者において十分検討のうえ、設計図書により難しい場合は監督員と協議するものとする。

請負者においても、本工事に対する施工技術検討を十分行い、その内容を施工計画書に記載し、提出するものとする。

工事の施工については、受注者の責任において実施するものとする。

### 本工事への制限

本工事の施工にあたり、施工期間は農繁期を避けた10月～3月の期間とする。また、契約締結後工事着工までの現場の維持管理を行うこと。

### 他工事との調整

同一敷地内の他工事と工程、取り合い及び安全管理等について、常に十分な調整を図らなければならない。また仮設道路の使用については、共同で使用するが、発生した被害については原因者が補償するものとする。

### 安全対策について

農道を進入路として使用するため、通行者を優先とし、誘導員を配置するなどの安全対策をすること。また材料搬入などについては住宅地横の搬入となるため、徐行を行うなど、騒音、振動への対策をとること。

## 高圧送電線対策について

高圧送電線近接施工にあたり、施工方法、監視員の配置等について関係機関に確認をとり、協議結果をもとに安全対策をとること。なお、施工時に日進量低下が発生した場合、設計変更の協議対象とする。

## セメントおよびセメント系固化材を使用する工事について

### (1) 安定処理工の添加量

施工基面および搬入路のトラフィカビリティ向上のための安定処理工を計画しているが、原地盤の支持力確認のうえ必要添加量を検討し、監督員と協議するものとする。

### (2) 六価クロム溶出試験

本工事は、「六価クロム溶出試験」の対象工事であるため、セメント及びセメント系固化材を使用する工事に先立ち、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によって六価クロム溶出試験を実施し、その試験結果を提出して監督員と協議するものとする。

## コンクリート矢板の施工について

本工事は原則として新技術情報提供システム（NETIS）に登録された新技術の活用を行うものであり、下記のとおりとする。

これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

### (1) 本工事にて施行する技術は以下のとおりとする。

技術名：ミニウォール工法

NETIS 登録：No.KT-140131-A

本技術の施行にあたっては、申請者又は開発者と十分に調整を行うこと。

また、必要に応じ施行計画書を監督員に提出すること。

### (2) 本工事の施工にあたって、ミニウォール工法を見込んでいる。

なお、本工事は特許権に係わる工法である。

- ・特許番号と発明の名称

① 特許第 5814081 号「掘削装置」・5814082 号「掘削装置」

- ・本特許権に係わる工法の実施に当たり、当該工法の実施者は、当該特許権に係わる実施契約を必要に応じて締結するものとする。

また、特許使用料が発生する。